○経済産業省令第四十号

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、並びに行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省組織規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省組織規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）	（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）
第二条　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十四人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官四人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第二条**　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官四人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
2～11　（略）	2～11　（略）
（DX室及び情報システム室並びに統括情報セキュリティ対策官及び情報セキュリティ対策官）	（情報システム室並びに統括情報セキュリティ対策官及び情報セキュリティ対策官）
第四条　業務改革課に、DX室及び情報システム室並びに情報セキュリティ対策官三人を置き、情報セキュリティ対策官のうちから経済産業大臣が指名する者を統括情報セキュリティ対策官とする。	**第四条**　業務改革課に、情報システム室並びに情報セキュリティ対策官三人を置く。
2　DX室は、経済産業省の事務能率の増進に関する事務のうち、行政の情報化の推進に関する事務をつかさどる。	（新設）
3　DX室に、室長を置く。	（新設）
4　情報システム室は、経済産業省の情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。	2　情報システム室は、次に掲げる事務をつかさどる。
5　情報システム室に、室長を置く。	一　経済産業省の情報システムの整備に関すること。
（削る）	二　経済産業省の情報システムに関する調査及び管理に関すること。
6　情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理する。	3　情報システム室に、室長を置く。
7　統括情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理し、及び情報セキュリティ対策官の職務を統括する。	4　情報セキュリティ対策官三人のうちから経済産業大臣が指名する者を統括情報セキュリティ対策官とする。
（量子産業室及び大学連携推進室）	5　情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理する。
第二十三条　イノベーション政策課に、量子産業室及び大学連携推進室を置く。	6　統括情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理し、及び情報セキュリティ対策官の職務を統括する。
2　量子産業室は、次に掲げる事務をつかさどる。	（大学連携推進室）
一　経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち量子に係るものに関すること。	**第二十三条**　イノベーション政策課に、大学連携推進室を置く。
二　経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する事務のうち量子に係るものの総括に関すること。	（新設）
3　量子産業室に、室長を置く。	2　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
4　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	一～三　（略）
一～三　（略）	3　大学連携推進室に、室長を置く。
5　大学連携推進室に、室長を置く。	